

# 身体・知的障害者(児)制度のあらまし

姫路市(令和6年度版)

身体障害・知的障害共通の制度

※手当等については、当該年度における金額を記載しています。

制度の名称	対象者(資格要件)	制度の内容	担当課名	備考	
障害者福祉金	身障手帳1~4級又は療育手帳A, BIを有し、姫路市内に1年以上居住する方 (年1回ハガキで通知。9月25日と翌年3月25日に半期分ずつ、2回に分けて支払い。等級の変更、口座変更があった場合、届出が必要)	申請月の 年額 身障 1級 30,000円 2級 23,000円 3級 15,000円 4級 10,000円 療育 A, BI 30,000円	障害福祉課 221-2305	所得制限有(住民票同一の方の所得を合算) ※年度途中で申請の場合、支給額は月割計算	
重度障害者(児)介護手当	身障手帳1,2級又は療育手帳Aを有し、寝たきり(6ヶ月以上)等の基準に該当する3歳以上65歳未満の在宅障害者を常時介護する方	翌月より 月額 10,500円	障害福祉課 221-2305	所得制限無 5,8,11,2月の10日支払 ※入院・入所時に届出必要	
在宅高齢者介護手当	要介護3~5の認定を有する65歳以上で寝たきり(6ヶ月以上)又は認知症の在宅高齢者を常時介護する方(その他要件有り)	月額 10,500円	高齢者支援課 221-2317	所得制限無 5,8,11,2月の25日支払 ※入院・入所時に届出必要	
特別障害者手当	20歳以上の特別な介護を要する在宅重度障害者で、医師の診断等により該当すると認められた方	月額 28,840円	障害福祉課 221-2305	所得制限有 5,8,11,2月の10日支払 ※入院・入所時に届出必要	
障害児福祉手当	20歳未満で、身体又は精神(知的)に重度の障害があることにより、日常生活において常時介護を必要とする児童	月額 15,690円	こども支援課 221-2311	所得制限有 5,8,11,2月の10日支払 ※施設入所時に届出必要	
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体又は精神(知的)に重度又は中度の障害がある児童を監護(養育)する方	月額 1級 55,350円 2級 36,860円	こども支援課 221-2311	所得制限有 4,8,11月の11日支払 ※施設入所時に届出必要	
障害基礎年金	1) 国民年金加入中又は加入していた者が65歳前に初診日のある病気やけがが原因で障害認定日に国民年金法で定める1,2級の障害になり、かつ年金保険料納付要件を満たしていること	年額 1級 1,020,000円 (1,017,125円) 2級 816,000円(813,700円)	姫路年金事務所 224-6382 年金ダイヤル 0570-05-1165	所得制限無	
	2) 20歳前の病気、けが	※昭和31年4月1日以前生まれの場合 は括弧内の金額	国民年金窓口センター 221-2332	所得制限有	
障害厚生年金 障害手当金	厚生年金保険の被保険者期間中が初診日の病気、けがで障害基礎年金に該当する障害(1,2級)が生じた場合、障害基礎年金に上乗せ支給。障害基礎年金非該当の場合、障害厚生年金(3級)又は障害手当金(一時金)を支給	障害厚生年金 1級~3級 障害手当金 一時金	姫路年金事務所 224-6382		
心身障害者(児)扶養共済	身障手帳1~3級又は療育手帳A~B2を有する者を扶養している65歳未満の保護者(一定の掛金を支払うことで、加入者の死亡後等に年金を支給)	1口 月額 20,000円 2口 月額 40,000円 ※加入は1人2口まで	障害福祉課 221-2305	住所、年齢等の要件あり 掛金の減免制度あり	
医療費助成	重度障害者・高齢重度障害者医療費	身障手帳1,2級又は療育手帳Aを有する方	自己負担金の一部を助成	福祉総務課 221-2307, 2308	所得制限有
	後期高齢者医療	身障手帳1~3級及び4級の一部又は療育手帳Aを有する65歳以上の方	後期高齢者医療制度の利用が可能	後期高齢者医療保険課 221-2315	所得制限無
日常生活用具費	身障手帳でそれぞれの障害部位が1,2級及び3~6級の1部、又は療育手帳Aを有する方	障害内容に応じた生活用具(特殊寝台、ストマ用器具、聴覚障害者用通信装置(FAX)、吸入器、吸引等) ※介護保険対象品目は除く	障害福祉課 221-2305	原則1割負担(所得制限有り) ※事前の相談・申請が必要	
住宅改造費	身障手帳又は療育手帳を有する方に、身体状況・工事内容・所得状況に応じて助成(助成限度額あり)		障害福祉課 221-2305 介護保険課 221-2449 住宅課 221-2634 ※工事中工前の相談・申請が必要		
所得税・住民税(所得控除)	身障手帳1,2級又は療育手帳A 特別障害者控除 所得税 40万円 市民税 30万円 身障手帳3~6級又は療育手帳BI, B2 普通障害者控除 所得税 27万円 市民税 26万円		姫路税務署 282-1135 ※年末調整、確定 市民税課 221-2261 申告時に申出		
マル優制度	手帳を有する方であること。非課税限度額は元本350万円以内(預貯金・公債)		金融機関窓口で障害者手帳を提示		
NHK放送受信料(減免)	全額免除 身体障害者手帳、療育手帳を有する方を含む世帯全員が市民税非課税である世帯 半額免除 視覚・聴覚障害1~6級、その他の身体障害1~2級、療育手帳Aの手帳を有する方がNHK契約者で世帯主		NHK神戸放送局 078-252-5050 〒650-8515 神戸市中央区 中山手通2-24-7	障害福祉課(221-2305)、香 寺・安富・夢前保健福祉サ ビーステーション、家島事務所に障 害者手帳・認印を持参。申請書 に記入しNHKに提出。	
自動車税種別割 軽自動車税種別割(減免)	身障手帳又は療育手帳A, BIを有する方又は同一生計者等が所有し、運転する車両(身障手帳は等級・障害部位により非該当の場合あり)	自動車税種別割 自動車税環境性能割	姫路県税事務所 281-9104	本人所有・運転ではない場合、別途証明が必要	
		軽自動車税種別割	主税課 221-2257		
駐車禁止除外指定車標章	本人が現に使用(同乗)中の車両 身障:視覚・下肢・移動・免疫(1~4級),聴覚(2・3級),平衡(3級),上肢(1級,2級の一部), 体幹・肝臓(1~3級),心臓・腎臓・呼吸器・小腸(1・3・4級), ぼうこう又は直腸(1・3級) 療育手帳A		姫路警察署交通規制係 222-0110(代) 飾磨警察署交通係 235-0110(代) 網干警察署交通総務係 274-0110(代)		
兵庫ゆずりあい駐車場	身障:視覚・免疫・肝臓(1級~4級),聴覚(2・3級),平衡(3・5級),上肢(1・2級),体幹(1~5級), 下肢機能障害(1~6級),心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸(1・3・4級) 療育手帳A、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などに該当し、歩行が困難な方		兵庫県ユニバーサル推進課 078-362-4379 障害福祉課 221-2454		

身体・知的障害者(児)制度のあらまし(続き)

制度の名称	資格要件		制度の内容	担当課名	備考
有料道路通行料金(割引)	身体2種 本人が運転する場合 身体1種・療育A 本人又は介護人が運転する場合 ※対象車両の要件あり		事前申請した車両の通行料金が手帳の提示により半額 ※本人名義のETCカードで通行	障害福祉課 221-2305	障害福祉課で事前申請(手帳・車検証・免許証、ETC利用の場合はETCカード等が必要)
J R 運賃等(割引)	介護人同伴の場合の1種本人及び介護人 1種本人(単独の場合)、2種本人		全線 運賃半額 100km超の場合運賃半額	J R 各社 各私鉄	切符購入の際、窓口で障害者手帳を提示
航空旅客運賃(割引)	身障手帳又は療育手帳を有する方及び同乗する介護者(1人)		各航空会社が定める割引(国内線全線・12歳以上)	各航空会社	各航空会社が定める購入手続きによる
タクシー運賃(割引)	身障手帳又は療育手帳を有する方		乗車運賃の1割引	姫路乗用自動車事業協同組合 298-7200	運賃支払いの際、障害者手帳を提示
バス運賃(割引)	1種	本人及び介護人	乗車運賃半額	各バス会社	運賃支払いの際、障害者手帳を提示
	2種	本人			
①バス優待乗車	1種	本人及び介護人	乗車運賃無料(姫路市内神姫バス) 継続・4月新規交付：1万円分 5～10月新規交付：5千円分 ※11～3月：新規交付なし	障害福祉課 221-2305	障害福祉課発行のシールを貼付した障害者手帳、ICカードを提示
	2種	本人			
②鉄道優待乗車	身障手帳又は療育手帳を有する方(ICOCAカードを交付)		姫路⇄家島(家島・坊勢・男鹿)の半額乗船券を年間20枚交付	障害福祉課 221-2305	自動改札機・券売機でカードを使用(次年度以降は1万円分のチャージ券を交付)
③船舶優待乗船	身障手帳又は療育手帳を有する方(優待乗船券を交付)		レギュラーガソリン12L(軽油14L)分の助成券を年間5枚交付(身障手帳1,2級で、下肢又は体幹に障害がある場合は12枚) ※給油1回につき1枚使用可	障害福祉課 221-2305	窓口又は乗船時に障害福祉課発行の乗船券が必要
④自動車燃料費助成	在宅で身障手帳1,2級又は療育手帳Aを有する方(自動車燃料費助成券を交付)		利用券1枚につき500円を助成。1回の乗車で3枚まで使用可。年間20枚交付(身障手帳1,2級で、下肢、体幹又は視覚に障害がある場合は48枚) ※乗車運賃を超える利用は不可	障害福祉課 221-2305	障害福祉課発行の助成券が必要
⑤タクシー料金助成	身障手帳1,2級又は療育手帳Aを有する方(タクシー料金助成券を交付)			障害福祉課 221-2305	障害福祉課発行の助成券が必要
就職の相談	公共職業安定所(ハローワーク姫路 222-8609)				

身体障害のみの制度

制度の名称	資格要件		制度の内容	担当課名	備考
補装具費(購入・借受け・修理)	身障手帳を有する方(障害内容に応じて交付) ※身体障害者更生相談所の判定又は医師の診断書等が必要な場合があります	※事前の申請及び事前の相談が必要	障害により失われた機能を補うための装具(補聴器・車いす・義肢装具など) ※介護保険・労災給付対象品目は除く	障害福祉課 221-2305	原則1割負担 所得制限有
自立支援医療(更生)	身障手帳を有する18歳以上の方		障害を軽減するために必要な医療費の給付(肢体・腎臓・心臓・肝臓等)	障害福祉課 221-2309	原則1割負担 所得制限有 ※1ヵ月以上前の申請が必要
自立支援医療(育成)	障害のある18歳未満の方				
自動車改造費	就労等のため、 <u>自らが所有し運転する自動車</u> で改造する必要があるもの		1台10万円以内	障害福祉課 221-2305	所得制限有 ※改造前の相談、改造後1ヵ月以内の申請が必要
自動車運転免許取得費	公共交通機関の利用が困難な身障手帳を有する方で、運転免許証を取得する方(居住要件有)		10万円以内	障害福祉課 221-2305	所得制限無 ※免許取得後、1ヵ月以内の申請が必要
手話通訳者派遣	手話によって意思疎通が図れる方		手話通訳者の派遣	障害福祉課 221-2305	
要約筆記者派遣	手話・口話による意思疎通ができない聴覚障害者等		要約筆記者の派遣	姫路市身体障害者福祉協会 224-9687	

介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、児童通所給付、児童相談支援給付、地域生活支援事業(給付)等の各種サービス①

サービス内容や利用についてのお問い合わせ、ご相談は障害福祉課(電話 221-2309,2457)へ

※①のある制度は、同様のサービスが介護保険制度にある場合は介護保険のサービスが優先となります。

問い合わせ先：介護保険課(電話 221-2445～2449)